

大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報化推進委員会規程

平成28年9月23日

自機規程第110号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）業務の情報化推進に関する基本規程（平成28年自機規程第109号。以下「基本規程」という。）第7条に規定する情報化推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、機構における次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 情報化に関すること。
- 二 情報化推進に関して、基本規程別表に定める機関等（以下「機関等」という。）間の調整を必要とする事項に関すること。
- 三 その他情報化推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する情報化責任者（以下「機関CIO」という。）をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 情報化責任者（機関CIO）
- 二 情報化責任者補佐（機関CIO補佐）
- 三 機構の職員のうち、委員長が必要と認めた者
- 四 機構に所属しない専門家で、委員長が必要と認めた者。ただし、機構長が認めた場合に限る。

(委員の任期)

第6条 前条第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員等が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 委員長は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。  
(委員以外の者の出席者)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。  
(専門部会)

第9条 委員会に専門的事項を審議及び調査するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。  
(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。  
(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成28年9月23日から施行する。  
2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

#### 附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。